

徳島県告示第五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年二月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日	
名称	所在地	名称	所在地	種類			
医療法人 清和会	徳島市八万町寺山一三番地二	訪問看護ステーション きょうりつ	徳島市八万町寺山一三番地二	訪問看護			令和五年二月一日
株式会社アイダック	板野郡板野町川端字若王寺五 〇番地三	デイサービス愛	板野郡板野町川端字原端一四 六	通所介護			同